

## for NIIGATA プロジェクト会議設置要綱

(設置)

第1条 for NIIGATA プロジェクト募集要項等に基づき、民間事業者から提案のあった事業の検討や推進を図るため、for NIIGATA プロジェクト会議（以下「会議」という。）を置く。

(所掌事務)

第2条 会議の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 他事業者等との連携に関すること
- (2) 市関連事業の構築に関すること
- (3) 法令対応への助言等に関すること
- (4) その他、プロジェクトの推進を図るために必要な事項

(構成員)

第3条 会議は、提案のあった事業ごとに、副市長のほか、関係する理事、部長、局長及び区長の職にある者をもって構成する。

2 会議には、必要に応じて構成員以外の者を参加させることができる。

(会議の招集)

第4条 会議は、必要に応じて開催されるものとする。

2 開催にあたっては、政策企画部において、開催の意義や有効性の検討を行ったのち、政策企画部長が招集にあたる。

(事務局)

第5条 会議の事務局は、政策企画部に置く。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。